宮崎県内　各市町村　助成金等一覧

地域	名称	カテゴリ	対象期間	助成/補助対象者	海外旅行者利用可否	条件	金額	申請期限	問い合わせ先	URL
宮崎県	「『ひなタビ』みやざき宿泊キャンペーン」	観光	第1期 令和8年6月1日～ 令和8年9月30日宿泊分 第2期 令和8年12月1日～ 令和9年1月31日宿泊分〔予定〕	宮崎県内への旅行者（宮崎県民も利用可）	可	※下記の期間は、キャンペーンの適用対象外 ・令和8年8月13日（木）～令和8年8月16日（日）宿泊分 ・令和8年9月4日（金）～令和8年9月6日（日）宿泊分 ・令和8年12月29日（火）～令和9年1月3日（日）宿泊	宿泊代金の割引 ・割引率：旅行（宿泊）代金の最大30%割引 ・割引上限額：1人(泊)あたり3,000円 クーポンの発行 1人(泊)あたり「ひなタビみやざきクーポン」（3,000円分）を発行	第1期：2026/5/18～2026/9/30。 第2期：未定。予算上限・販売枠上限で早期終了あり。	ひなタビみやざき宿泊キャンペーン事務局 050-3515-5832	https://miyazaki-hinatabi.jp/
宮崎県	「みやざき宿泊旅行需要喚起事業」助成金（バスツアー）	観光	令和8年6月1日以降に出発し、 令和9年2月1日までに終了するもの	宮崎県内での宿泊を伴う団体旅行を取り扱う旅行会社及びその他の事業者 ※旅行業法の規定による 第一種、第二種、第三種旅行業登録 を受けていること		※バスツアーとは、行程の開始から終了まで、借上バスで移動することを前提としています ① 九州地区内をバスの出発地とするバスツアーであること ② 送客人数が延べ15名以上の募集型企画旅行又は受注型企画旅行であること ③ 助成対象期間内（令和9年2月1日は除く）に宮崎県内に一泊以上宿泊すること ④ 旅行行程に「宮崎の強み」を生かした企画が組み込まれていること ⑤ スポーツ合宿、宗教、政治、興行、大会等への参加を目的とする企画でないこと ⑥ 県協会から別に補助等されているバスツアーではないこと ⑦ 旅行出発日から10日前までに必要書類を提出すること。	貸切バス借上げ費用助成 ・貸切バス1台につき1日3万円 を助成 ・宮崎県内での体験や観光行為を含む日が対象 ・貸切バス1台あたりの費用が3万円（税込）に満たない場合は、実際に要した費用を助成 ・有料道路、駐車場代、昼食・宿泊等の乗務員経費は対象外 商品企画開発助成 ・1人1泊あたり 1,000円 を助成 ・県内宿泊施設での宿泊（宮崎県発着カーフェリー含む）につき助成（県外泊は対象外）	旅行出発日の10日前まで。対象：2026/6/1以降出発～2027/2/1までに終了。	宮崎県観光協会 国内誘致部 0985-25-4676	https://www.kanko-miyazaki.jp/business/study/subsidy
宮崎県	「みやざき宿泊旅行需要喚起事業」助成金（修学旅行）	教育旅行				① 小・中・高・特別支援学校等が実施する修学旅行であること。 ② 助成対象期間（令和9年2月1日は除く）に宮崎県内に（宮崎発着カーフェリー含む）1泊以上すること ③ 旅行行程に県内観光施設（体験、食事及び土産店等）が組み込まれていること ④ 旅行出発日から10日前までに必要書類を提出すること。		旅行出発日の10日前まで。対象：2026/6/1～2027/2/1。		
宮崎県	アマチュアスポーツ合宿受入支援事業	スポーツ		宮崎県内で合宿を実施する県内外のアマチュア選手を含むスポーツ団体		・延べ宿泊者数（宿泊人数×宿泊日数）が10泊以上 ・県内の宿泊施設を利用 ・スポーツ合宿であること（スポーツ大会等への参加のための宿泊も含む） ・県内のスポーツ施設を利用すること ・同期間において同団体による複数回の申請ではないこと ・宮崎県及び県協会から別に補助等されている合宿ではないこと ・【二次交通費助成金】対象となる交通機関を利用した場合	【宿泊費】 1人1泊につき 1,000円 （宿泊人数×宿泊日数×1,000円）上限10万円 【二次交通費】 1人1泊につき 500円 （宿泊人数×宿泊日数×500円）上限5万円 最大15万円の補助金	合宿前日まで。 令和9年3月実施分は受付終了、令和9年2月分までは受付中。 予算上限で終了あり。	宮崎県観光協会 スポーツランド推進部 0985-26-0530	https://www.kanko-miyazaki.jp/business/sports_camp/support
宮崎県	スポーツイベント開催支援事業	スポーツ		県内でスポーツイベントを主催する県内外団体		・延べ宿泊者数（宿泊人数×宿泊日数）が50泊以上 ・県内の宿泊施設を利用 ・スポーツイベントであること ・県内参加者のみ、県内チームのみの県予選等は対象外 ・大会の実施、誘致、歓迎等に要する経費 ・会場使用料 ・物品リース料 ・印刷製本費 ・広告宣伝費 ・その他、会長が必要と認める経費	・参加者の延べ宿泊者数　50泊～99泊：10万円 ・参加者の延べ宿泊者数　100泊～199泊：20万円 ・参加者の延べ宿泊者数　200泊以上：30万円	スポーツイベント開催支援：開催7日前まで。令和9年3月実施分は受付終了、令和9年2月分までは受付中。予算上限で終了あり。	宮崎県観光協会 スポーツランド推進部 0985-26-0530	https://www.kanko-miyazaki.jp/business/sports_camp/support

宮崎県内　各市町村　助成金等一覧

地域	名称	カテゴリ	対象期間	助成/補助対象者	海外旅行者利用可否	条件	金額	申請期限	問い合わせ先	URL
宮崎県	MICE開催補助金	MICE		県外参加者の宿泊を伴うコンベンション	可	交付対象条件（概要） ・宮崎県内で開催されるもの ・県外参加者の宿泊を伴うもの ・営利目的、政治・宗教活動を目的としないもの ・九州大会規模以上であること ・宮崎市外で開催されるものについては、開催地市町村からの補助金交付決定等を受けていること	原則として、補助対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て）かつ区分と延べ宿泊数に応じた金額を限度額とします。 一般会議：30万円～300万円 学術会議：60万円～300万円 国際会議：120万円～600万円	申請前にMICE推進局へ相談。具体期限の明記なし。予算により対応不可の場合あり。	宮崎県観光協会 MICE推進局 0985-41-6566	https://www.kanko-miyazaki.jp/business/mice/service
宮崎市	教育旅行推進事業	教育旅行	2026年４月１日から２月末日迄	教育旅行実施学校の先生（引率者）及び児童・生徒。		【宿泊費補助】 対象施設：宮崎市内のホテル、旅館 補助金額：１人当たり上限 1,000 円 【体験学習費補助】 補助対象：教育旅行での「みやざき元気体験プログラム」の費用 補助金額：1 人当たり上限 2,000 円 対象：学校行事であること。	宿泊費補助：１人当たり上限 1,000 円 体験学習費補助：1 人当たり上限 2,000 円	当該年度4/1～1月末まで。 ただし令和8年度は予算到達により受付終了。	宮崎市観光協会 0985-20-8658	https://www.miyazaki-city.tourism.or.jp/business/subsidy
宮崎市	宮崎市スポーツ等合宿受入支援事業補助金	スポーツ・文化合宿		宮崎市でスポーツ等合宿を実施する県外のアマチュアスポーツ等団体		以下の条件を満たす必要があります。 （１）スポーツ活動又は文化芸術活動等に関する合宿（注1）であること。 （２）市内の宿泊施設に宿泊する合宿であること。 （３）１回の合宿における参加者の延べ宿泊数が２０泊以上であること。 （４）大会（注2）又はイベント、会議への参加が目的ではないこと。 （５）営利を目的とする合宿ではないこと。 （６）宗教的又は政治的活動を目的とする合宿ではないこと。 （７）暴力団関係者ではないこと。	補助内容は下記の３つの内容からいずれか一つを選択。 ただし、１回の補助における併用利用は不可。 ①宿泊補助・②バス経費補助・・・延べ宿泊数（宿泊人数×宿泊日数）×1,000円 ③特産品贈呈・・・◎１名～２０名…2万円以内　◎２１名以上…３万円以内 ※1団体1回当たりの上限額は８万円になります。 ※宿泊人数には、選手や指導者等（部長、監督、コーチ、マネージャー等）を含みますが、保護者や付添人は含みません。	合宿開始日の14日前まで。予算到達次第終了。	宮崎市観光協会 0985-20-8659	https://www.miyazaki-city.tourism.or.jp/business/subsidy
宮崎市	みやざき海旅・空旅キャンペーン	観光	令和8年6月1日 ～令和9年1月31日宿泊分	みやざき海旅キャンペーン：神戸港発宮崎港行き の宮崎カーフェリー「みやざき海旅キャンペーン対象プラン」を利用し、宮崎市内の対象施設に宿泊するにあたり「乗船証明書」を提出した旅行者 みやざき空旅キャンペーン：羽田空港または福岡空港を出発地とし、発着のいずれかで宮崎空港を利用するキャンペーン適用対象のダイナミックパッケージ商品（「航空券＋宿泊」）を予約し、宮崎市内の宿泊施設に宿泊する旅行者		※次の期間は対象外となります。 ・令和8年8月13日（木）～令和8年8月16日（日）宿泊分 ・令和8年9月4日（金）～令和8年9月6日（日）宿泊分 ・令和8年12月29日（火）～令和9年1月3日（日）宿泊分 ※予算が上限に達した場合は、期間内であってもキャンペーンを早期に終了します。	みやざき海旅キャンペーン：1人1滞在あたり、宿泊料金全体額から 最大5，000円割引 みやざき空旅キャンペーン：1人1滞在あたり、旅行代金から 最大5，000円割引	海旅販売：2026/5/18～2027/1/31 空旅販売：2026/5/26～2027/1/31 予算上限で早期終了あり。	宮崎市 観光戦略課 0985-21-1791	https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/culture/events/411358.html
延岡市	令和8年度延岡市一般旅行補助金	観光	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	第一種、第二種及び第三種旅行業登録者並びに旅行サービス手配業登録者		旅行者の食をテーマにした旅行商品の造成や販売に係る費用の一部を補助します。 延岡市への旅行者のうち、市外からの送客が対象です。	補助上限額は旅行者1人あたり最大7,000円。 旅行商品の広告費として1企画あたり5万円を上限に助成。	申請期間：2026/4/1～2027/3/31（上半期は2026/1/5～3/31受付あり）。事前承認は原則事業開始10日前まで。予算上限で終了。	延岡市 観光戦略課 0982-34-7833	https://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/soshiki/41/46349.html
延岡市	令和8年度延岡市教育旅行補助金	教育旅行	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	延岡市へ教育旅行を送客する旅行会社等		教育旅行において、延岡市への送客に係る費用の一部を補助します。 ・10名以上を市外から送客すること ・市内宿泊施設に1泊2食以上すること ・市内で自然体験を1か所以上行うこと	宿泊補助金：1人1泊あたり5,000円以内（最大2泊） 貸切バス補助金：1台あたり50,000円以内（最大2台） 自然体験補助金：1人1回あたり1,000円以内（最大2回）	2026/4/1～ 2027/3/31。事業開始10日前まで。	延岡市 観光戦略課 0982-34-7833	https://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/soshiki/41/20066.html

宮崎県内　各市町村　助成金等一覧

地域	名称	カテゴリ	対象期間	助成/補助対象者	海外旅行者利用可否	条件	金額	申請期限	問い合わせ先	URL
延岡市	アスリートタウン延岡合宿誘致補助金	スポーツ		市外在住者で構成され、市内において延べ50泊以上の宿泊を伴うスポーツ合宿等を行う者		対象となる合宿： 1. スポーツの技術向上のために実施する合宿 2. 大会又はリーグ戦に出場するため市内に連続5泊以上宿泊するもの	宿泊施設等利用補助金：ホテル・旅館500円×延べ宿泊数、公営施設等300円×延べ宿泊数 車両借上料補助金：合宿を行う際の移動に要するバス、レンタカー等の借上料の額 【上限額】 10日以内の合宿：100,000円 11日以上の合宿：合宿日数に10,000円を乗じた額（例：15日間の合宿の場合、150,000円）	交付申請：合宿終了日まで	延岡市 アスリートタウン推進課 0982-22-7033	https://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/soshiki/60/3206.html
延岡市	アスリートタウン延岡体育・スポーツ大会開催補助金	スポーツ		延岡市内で東九州大会の規模以上の競技大会を主催する競技団体または主催団		市内で東九州大会規模以上のスポーツ競技大会を開催する場合	補助対象経費の1/3以内、または規模別上限額の低い方 要綱別表参照	大会開催10日前まで	延岡市 アスリートタウン推進課 0982-22-7033	https://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/soshiki/60/3206.html
日南市	ひなまちツアー造成企画開発事業補助金	観光	補助事業の対象期間は、事業を行う年度の４月１日から翌年３月31日までとし、事業の開始日は、ツアー実施の初日とする。	補助事業者とは、旅行業法（昭和27年法律第239号）第３条に定める登録を受けている旅行業者（海外の旅行会社の場合は、当該業者が所在する国、地域が施行する旅行業に関する法令等に基づき旅行業を営む法的資格を有する者をいう。）をいう。		第３条 補助事業の対象となる旅行商品は、補助事業者が企画立案した旅行商品で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 日南市内を周遊することを主目的とした募集型企画旅行商品であること。 (2) 貸切バスを利用していること。 (3) 発着地が市外であること。 (4) 添乗員が同行する旅行商品であること。 (5) 市内観光施設、食事、宿泊及び体験等が２つ以上組み込まれていること。 (6) 販売期間が１か月以上であること。 (7) 販売予定数が30名以上であること。 (8) その他市長が必要と認める要件	上限額 日南市内に宿泊する旅行商品　１商品当たり30万円 日南市内に宿泊しない旅行商品　１商品当たり15万円	申請前に要相談。対象期間：事業年度4/1～翌3/31。予算に限りあり。	日南市 観光・クルーズ課 0987-27-3315	https://www.city.nichinan.lg.jp/soshikikarasagasu/kanko_cruiseka/2/4/2122.html
日南市	スポーツ合宿補助金	スポーツ		市外アマチュアスポーツ団体		市内宿泊、5人以上、延べ30泊以上。大会・イベント・会議参加目的は対象外。営利・政治・宗教目的等は対象外	延べ宿泊数×2,000円、上限20万円	合宿開始日の14日前までに事前承認申請、合宿終了後30日以内に交付申請・請求	日南市 観光・クルーズ課 0987-27-3315	https://www.city.nichinan.lg.jp/soshikikarasagasu/kanko_cruiseka/2/4/1753.html
西都市	西都市教育旅行受入促進事業補助金交付要綱	教育旅行		(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校(ただし、幼稚園を除く。)及び専修学校並びに各種学校その他これに類すると市長が認める団体 (2) 海外の教育関係機関		補助金の交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、宿泊施設等での宿泊料又は宿泊体験料とする。	補助金の額は、宿泊施設等に宿泊した日数に1,000円を乗じて得た額に宿泊した者の数を乗じて得た額とする。ただし、宿泊した日数は、2日を限度とする。		西都市 商工観光課 交流推進係 0983-43-3222	https://www1.g-reiki.net/saito/reiki_honbun/q609RG00001248.html
西都市	スポーツ合宿・大会助成制度	スポーツ				市内宿泊を伴うアマチュア団体の合宿・大会参加。宿泊延べ人数10名超。大会開催助成は参加者100名以上等	合宿・大会参加宿泊：1,000円/人泊、上限20万円。大会運営助成：規模により4万円～20万円等		西都市スポーツランド推進協議会 0983-43-3478	https://www.city.saito.lg.jp/kanko_bunka/camp/post_2082.html

宮崎県内　各市町村　助成金等一覧

地域	名称	カテゴリ	対象期間	助成/補助対象者	海外旅行者利用可否	条件	金額	申請期限	問い合わせ先	URL
都城市	ミートツーリズムツアー造成支援事業費補助金	観光		旅行業者 旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づき登録された旅行業者などをいう。 ただし、海外の旅行業者においては、当該業者が所在する国が施行する旅行業に関する法令などに基づき旅行業を営む法的資格を有する者をいう。		次の全ての条件に該当する必要があります。 1. 旅行の出発地が市外であり、かつ、参加者が5人以上であること 2. 市内の宿泊施設を利用すること 3. 市が指定する市内の飲食店、メニューを旅行商品に組み込むこと ※宿泊施設及び飲食店についても5名以上の同一行動であること ※3の該当メニューは次の補助金の額のグランドメニューまたはメニュー表を参照ください ※教育旅行、スポーツ・文化合宿、大会などの参加は対象になりません	市が指定するグランドメニューを食し、かつ市内の宿泊施設に宿泊する場合 補助金の額：10,000円に旅行参加者の数を乗じて得た額 加算額：5,000円に旅行参加者の数を乗じて得た額 市が指定するメニュー一覧から1人当たり3,000円以上を食し、かつ市内の宿泊施設に宿泊する場合 補助金の額：3,000円に旅行参加者の数を乗じて得た額 加算額：1,500円に旅行参加者の数を乗じて得た額	事前登録（登録完了まで1か月程度）、事前確認書は旅行商品販売10日前まで、申請は旅行終了から2か月以内又は年度末まで	都城市 みやこんじょPR課 0986-23-2615	https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/site/miyakonojo-pr/16302.html
都城市	個人向けミートツーリズム（みやこんじょミート券）	観光		都城市外からの20歳以上の方2人以上同室の宿泊利用		次の条件を全て満たす場合のみミート券をお渡しします。 ・対象者全員の本人確認書類の提示 運転免許証やマイナンバーカード、健康保険証等の原本で「氏名」「住所」「年齢」が分かるものの提示 ・本人確認書類は、本人の提示が必須（代理人が持参するケースなどは認められません） ・都城市外住民 ・20歳以上 ・2人以上から利用可	1滞在につき1人あたり3,000円分 3,000円分（電子クーポン）		都城市 みやこんじょPR課 0986-23-2615	https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/site/miyakonojo-pr/21292.html
都城市	都城市スポーツ合宿補助金	スポーツ		市外に所在するアマチュアの団体 ※国内外問いません ※合宿に伴い随行する指導者、コーチ、運転手等も対象です		対象となる合宿 市内でスポーツの技術向上のために実施する合宿 ※大会参加などは対象外 条件 1. 都城市内の宿泊施設を利用すること（三股町での宿泊は補助対象外） 2. 原則として、市内のスポーツ施設等を利用すること 3. 1回の合宿において、延べ宿泊者数（宿泊人数×宿泊日数）が１５泊以上であること 4. 大会などへの参加が目的ではないこと 5. 合宿補助金申請を合宿最終日から起算して３０日以内に提出すること。	合宿参加者の延べ宿泊数に1人1泊当たりの宿泊費（宿泊に伴う寝具代を含む。食糧費を除く）の2分の1の額を乗じた額。 ただし、1人1泊当たりの補助金額は2,000円を上限とする。 ※上記の規定により算出した補助金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 補助限度額 1回の合宿において30万円	補助金申請の受付は合宿最終日から起算して30日以内（必着	都城市スポーツコミッション 0986-36-8420	https://www.msc2022.com/training-camp/
都城市	文化合宿補助金	文化合宿		市外に所在するアマチュア（注1）の団体（注2） ※国内外問いません 注1：アマチュアとは、職業として活動していないこと 注2：団体とは、年齢を問わず共同の目的を持って2名以上が集まって活動していること		対象合宿 市内で文化活動の技術向上のために実施する合宿 ※大会出場のための宿泊などは除きます 条件 1. 都城市内の宿泊施設を利用すること 2. 原則として、市内の文化施設を利用すること 3. 1回の2人以上の合宿において、『人数×宿泊数』が延べ5泊以上であること 4. コンクールその他大会への参加が目的ではないこと	合宿参加者の延べ宿泊数に1人1泊当たりの宿泊費(宿泊に伴う寝具代を含む)の2分の1の額を乗じた額。 ただし、1人1泊当たりの宿泊費は2,000円を上限とします。 補助限度額 1回の合宿において30万円	合宿実施の1週間前までに地域振興課へ連絡し、合宿終了後は速やかに申請書類を提出	都城市 地域振興課 文化振興担当 0986-23-2132	https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/site/miyakonojo-pr/62649.html

宮崎県内　各市町村　助成金等一覧

地域	名称	カテゴリ	対象期間	助成/補助対象者	海外旅行者利用可否	条件	金額	申請期限	問い合わせ先	URL
都城市	コンベンション開催補助金	MICE		会議や学会などのコンベンション開催を主催する団体		補助の対象となる条件 1. 参加者が都道府県単位以上の広範囲から集まるもの 2. 都城市内の宿泊施設を利用し、述べ宿泊人数が50人以上のもの 3. 国または地方公共団体が主催でないもの 4. 市の活性化に繋がるもの 5. 同じ年度に市からこの補助金以外の補助金を受けてないこと	補助対象経費の2分の1以内とし、会議や学会などの規模に応じ上限額を定めています。 延べ宿泊数が 50人から 99人の場合：補助限度額10万円 延べ宿泊数が100人から249人の場合：補助限度額15万円 延べ宿泊数が250人から499人の場合：補助限度額30万円 延べ宿泊数が500人から999人の場合：補助限度額60万円 延べ宿泊数が1000人以上の場合は、補助限度額90万円		都城市 みやこんじょPR課 観光担当 0986-23-2615	https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/site/miyakonojo-pr/3860.html
国富町	令和８年度スポーツ合宿宿泊支援補助金	スポーツ		本町で合宿を実施する町外のアマチュアスポーツ団体		次の要件を全て満たしていること。 ・スポーツ活動に関する合宿 ・町内の宿泊施設に宿泊する合宿 ・延べ宿泊者数が１０人泊以上 （宿泊人数×宿泊日数） ・大会、イベント、会議への参加が目的でない ・営利、政治又は宗教的活動を目的とする合宿ではない ・暴力団関係者ではない	１人１泊につき５００円を助成します。（１団体上限５万円） （宿泊人数×宿泊日数×５００円）	合宿開始14日前までに事前承認申請、合宿終了後30日以内に交付申請・請求	国富町観光協会 0985-75-3126	https://www.town.kunitomi.miyazaki.jp/main/learning/page002439.html
えびの市	合宿等誘致補助金	スポーツ・文化合宿	前期：4月1日～9月30日実施分 後期：10月1日～翌年3月31日実施分	えびの市内の宿泊施設を利用して合宿等を実施するスポーツ団体・文化系団体		大会やイベント等参加に伴う宿泊も対象となります。 補助対象者は、選手、学生、指導者、役員等です。（保護者等の付添人は対象外） 延べ宿泊数の条件はありません。 既に終了した事業は対象となりません。	1人1泊あたり1,000円を交付します。（上限20万円） ※えびの高原キャンプ村、矢岳高原ベルトンオートキャンプ場を宿泊施設として利用する場合は、1人1泊あたり500円	合宿等開始前必着で申請書提出、終了後30日以内に請求手続きが必要	えびの市スポーツ観光推進協議会 0984-35-3747	https://ebinosportstourism.wixsite.com/estpc/subsidy
小林市	小林市合宿誘致制度	スポーツ・文化合宿		小林市以外の団体		小林市では下記の要綱に該当の際は天然水やお肉、季節の果物などを贈呈しております。 ・小林市内の宿泊施設を2泊以上利用し、スポーツ等合宿を実施する小林市以外の団体。 ・延べ宿泊（宿泊数×人数）が50泊以上となること。 貸切りバスの補助 小林市までの移動手段に宮崎空港・鹿児島空港・宮崎港・宮崎駅を起点とした貸切りバスを利用した際に、補助をおこないます。	貸切りに要した費用の1/2（上限5万円）		小林市 商工観光課 0984-23-1174	https://www.city.kobayashi.lg.jp/soshikikarasagasu/keizaibushokokankoka/sports/1/2340.html
三股町	三股町スポーツ・文化合宿補助金	スポーツ・文化合宿		町外に所在するアマチュアの団体。		対象合宿 町内に宿泊して実施する、スポーツ・文化活動の技術向上を目的とした合宿。 条件 ①町内宿泊施設を利用すること。 ②原則として、町内のスポーツ施設または文化施設を利用すること。 ③原則として、スポーツ大会、コンクールやその他大会への参加が目的ではないこと。	合宿参加者の延べ宿泊数に、1人1泊当たりの宿泊費(宿泊に伴う寝具代を含む。食糧費を除く。)の2分の1の額を乗じた額。 補助金の上限 ①1人1泊当たりの宿泊費は2,000円を上限 ②1 回の合宿につき 1 団体当たり30 万円を上限 ③同一年度内、1 団体あたり50 万円を上限	合宿開始2週間前までに問い合わせ先へ電話連絡し、その後、申請書類を提出	三股町 企画商工課 商工観光係 0986-52-9084、0986-52-9085	https://www.town.mimata.lg.jp/contents/832.html

宮崎県内　各市町村　助成金等一覧

地域	名称	カテゴリ	対象期間	助成/補助対象者	海外旅行者利用可否	条件	金額	申請期限	問い合わせ先	URL
川南町	川南町文化スポーツ合宿補助金	スポーツ・文化合宿		川南町外に所在する就学者（小学校、中学校、高学校、大学、高専門学校、特別支援学校その他これらに準ずる学校の生徒及び学生）及び指導者で構成された文科系団体及びスポーツ団体		補助対象となる要件 ・町内の民間及び公共宿泊施設を利用した合宿であること。 ・1回の合宿における延べ宿泊数が50泊以上であること。 ・原則として町内の公共施設を利用していること。	補助金の額 ・民間宿泊施設利用の場合1人泊あたり2,000円を補助する。 ・公共宿泊施設利用の場合1人泊あたり500円を補助する。 ※ただし、1回に付き上限額25万円とする。1団体につき同一年度内の補助額は、50万円まで	合宿予定日の3日前までに押印済み原本必着	川南町 産業推進課 商工水産係 0983-27-8011	https://www.town.kawaminami.miyazaki.jp/soshiki/7/1456.html
都農町	都農町スポーツ合宿等支援事業補助金	スポーツ・文化合宿		補助金の対象者は、スポーツ又は文化活動の技術向上のために実施する団体で、スポーツ合宿等を主宰する代表者(以下「補助対象者」という。)とする。		第3条　補助対象者が実施するスポーツ合宿等は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。 (1)　町内の宿泊施設に宿泊するスポーツ合宿等であること。 (2)　大会、イベント又は会議への参加を目的とするものでないこと。 (3)　営利を目的とするものでないこと。 (4)　政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。 (5)　原則として、町内のスポーツ施設又は文化施設等を利用するものであること。 (6)　補助対象者又はスポーツ合宿等に参加する者が都農町暴力団排除条例(平成23年都農町条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。	第4条　補助金の額は、予算で定める額の範囲内において、延べ宿泊数に2,000円を乗じて得た額とし、1回当たり50万円を限度とする。	合宿終了後20日以内に実績報告	都農町 産業振興課／0983-25-5721 その他詳細は町へ確認	https://www.town.tsuno.lg.jp/reiki/reiki_honbun/q632RG00000722.html
美郷町	美郷町教育振興合宿支援制度	文化合宿		美郷町内で宿泊合宿をされる団体様		美郷町内で宿泊合宿をされる団体様を対象としております。 ※日帰り合宿、町外での合宿は対象外。 ①指定宿泊施設を利用される団体様は、申出書を宿泊施設へ提出してください。（直接観光協会への申出はできません） ②町内の知人宅等に宿泊をされる場合は美郷町観光協会まで直接お問い合わせください。	申出の内容に応じて下記の食材・飲料水等をご提供いたします。 例：1～10名・1泊2日で5,000円相当、51～60名・3泊4日で30,000円相当、91～100名・6泊7日で70,000円相当	合宿開始日の14日前までが申込締切	美郷町観光協会／0982-68-2522	https://www.visit-misato.jp/trainingcamp/